



# 全私保連ニュース

《平成30年度 4号 8月22日発行》

平成30年7月豪雨災害への義援金は、施設型給付費からの支出が可能です！

平成30年7月豪雨災害について、内閣府ホームページにFAQが掲載されました。

【内閣府HP「平成30年7月豪雨災害におけるFAQ（第1版）」】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/ga/pdf/faq-saigai1807.pdf>

その中で、平成30年7月豪雨災害に関しては、被災地に対する義援金を施設型給付費から支出できることが示されました。また、私立保育所に係る委託費から特例的に支出することも差し支えないとされています。内容は以下のとおりです。

施設型給付費等は個人給付（法定代理受領）であるため、用途制限がないことから、給付費から義援金を支出することは差し支えありません。

また、私立保育所に係る委託費に関しては、委託費から義援金を支出することは、通常、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日3府省局長連名通知）の対象外となりますが、特例として、法人運営に支障を来さない範囲内で、都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出することは差し支えありません。

なお、同欄において以下の記載がされています。

今般の災害義援金は、施設型給付費等や委託費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましいと考えております。

今般の「保育三団体被災地支援募金」はこの趣旨に合致するものです。引き続きのご協力をお願いいたします。

- ※ なお「保育三団体被災地支援募金」は「大阪府北部を震源とする地震および平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」について募金をお願いするものですが、このうち「大阪府北部を震源とする地震」に関しては、今回のFAQでは私立保育所に係る委託費からの義援金支出が可能かについて明示されておられません。
- ※ 領収書についてご希望の方には、「但し、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）分の募金として」と記載した領収書を発行いたします。詳細は 全国保育協議会 事務局（社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内 TEL.03-3581-6503）までお問い合わせ下さい。

\* 全私保連ニュースのFAX配信を、メールのみの配信に希望される場合は、お手数ですがその旨を下記メールアドレスまでお知らせ下さい。FAX配信を停止しメール送信に切り替えます。 FAX:03-3865-3879 E-mail: [ans@zenshihoren.or.jp](mailto:ans@zenshihoren.or.jp)